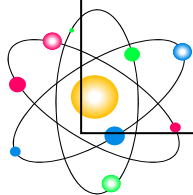




住信 年金情報

PENSION NEWS

(平成 21 年 5 月 29 日)



年金信託部

【厚生年金基金・確定給付企業年金】 財政運営弾力化措置に関する パブリックコメント募集

本日（平成 21 年 5 月 29 日）、厚生労働省から『厚生年金基金等の財政運営についての弾力化措置（案）に関する意見募集』が公開されました。6 月 30 日までの間、一般からの意見を募集しています。

厚生年金基金等の財政運営についての弾力化措置（案）に関する意見募集

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=495090059&OBJCD=&GROUP=>

1. 改正の趣旨

厚生年金基金・確定給付企業年金の平成 20 年度決算における運用結果の悪化を踏まえ、財政運営の弾力化措置等が講じられるものです。

2. 改正の概要

(1) 掛金引上げの猶予

【厚生年金基金（厚年基金）】

平成 20 年度末決算に基づく財政検証で継続基準に抵触し掛金引上げが必要となった場合、平成 22 年 4 月 1 日までに掛金引上げの規約変更を行う必要がありますが、これを最大平成 24 年 3 月 31 日まで猶予できるとされています。同様に、再計算や制度変更計算により平成 22 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに掛金引上げが必要となった場合も、規約変更を最大平成 24 年 3 月 31 日まで猶予できるとされています。（昨年度実施された掛金引上げ猶予措置と異なり、特別掛金・特例掛金だけでなく標準掛金も猶予の対象とされていますが、免除保険料率変更に伴う規約変更は対象外とされています。また、部分的な引上げ猶予も可能とされています。）

なお、掛金引上げの猶予を行う場合には、平成 22 年 3 月 31 日までに「長期運営計画」を策定し地方厚生局に報告する必要があるとされています。「長期運営計画」に盛り込む具体的な内容は現時点で明らかになっておりませんが、積立不足が生じる構造的要因を基金自身が分析し、将来の財政健全化に向けた計画を策定することが想定されている模様です。（続く）

【確定給付企業年金（DB）】

DBについては既に構造改革が進んだところも多く、厚年基金のような掛金引上げ猶予の措置は不要と考えられるものの、実施事業所の経営状況の悪化により掛金拋出が困難である場合は、厚年基金と同様に最大平成24年3月31日まで掛金の引上げを猶予できるとされており。 (厚年基金で求められている「長期運営計画」の策定については明記されておらず、掛金引上げを遅らせる旨を平成22年3月31日までに地方厚生局に報告するものとされており。)

(2) 下方回廊方式の導入【厚年基金・DB】

平成21年3月末から平成24年3月末までを事業年度末とする決算において継続基準の財政検証に抵触した場合、これまでは繰越不足金を全額解消する必要がありましたが、下方回廊方式の導入により繰越不足金のうち許容繰越不足金を上回る額のみを解消することが可能とされており。

なお、公開された内容からは、財政検証以外の事由に基づく財政計算においても当該措置の適用が可能であると想定されますが、その可否は今後明らかになるものと思われ。ます。

また、厚年基金における財政再計算およびDB法第58条第1項に規定される財政再計算（定期的実施する財政再計算）においては適用不可で、繰越不足金を全額解消する必要があるとされています。

(3) 厚年基金の最低責任準備金の算定に関する期ズレへの対応【厚年基金】

厚年基金の最低責任準備金の算定に用いる利率については、厚年基金本体の実績利回りを基に決定されていることから、最大1年9ヶ月の乖離（期ズレ）が生じていますが、継続基準においてこの期ズレを実質的に解消するための措置が講じられます。

具体的には、最低責任準備金の定義および非継続基準における取扱いは不変で従前と同じとされていますが、決算の継続基準においては次の二つの金額の差額を調整金額としてとらえ最低責任準備金と調整するとされています。

- ① 現行の方法により算出した最低責任準備金
- ② コロガシ計算が導入された平成11年10月から決算年度末までの付利利率を、現行の適用期間から1年9ヶ月前倒して算出した最低責任準備金

付利利率について

付利利率の告示は12月に行われますが、②の算定における直近の付利利率は8月に公表される厚年基金本体の時価ベースの実績利回りをを用いるものとされています。

なお、上記取扱いは選択制ではなく全基金共通とされており。

また、決算における調整金額の計上は平成21年度決算からとされており、平成20年度決算における財政検証に基づく掛金計算については調整金額を加味することとなります。(平成20年度決算の財政検証は従前通りの取扱い。)

平成20年度財政再計算などその他の財政計算における取扱いは今後明らかになると思われ。ます。

以上